



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.115 認定基準書

間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version 2.7

—適用範囲—

分類 A. 屋外用品

- a. 土木建築用品：小丸太、集成材、合板など
- b. エクステリア

分類 B. 屋内用品(床材、壁材などの内装材、ふすま枠、ドア、柱、梁、土台などの構造用材など)

分類 C. 生活・文化用品(玩具、楽器、スポーツ用具など)

分類 D. 梱包用材(品質保持上必要なもの。海産物(たらこ・いくらなど)の運搬用木箱、缶詰・ワインなどの梱包用木箱など)

分類 E. 木炭(竹炭も含む)

分類 F. 活性炭(調湿材、水質浄化材などを含む)

分類 G. その他業務用品(油処理用吸着おがくず、簡易トイレ用おがくず、木質ペレットなど)

分類 H. 土壌改良資材(地力増進法第 11 条に基づき、政令で定める種類のものとする。本商品類型の対象としては、バーク堆肥および木炭)

制 定 日:2004年 7月 1日
最新改定日:2022年12月15日
有 効 期 限:2030年 6月30日



エコマーク商品類型 No.115 認定基準書

間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.7

1. 認定基準制定の目的

世界の森林は、開発途上国地域では年々減少しており、特に、熱帯地域を中心に毎年、日本国土面積の 2.5 倍もの森林が消滅している。他の国々と比較して、日本は森林の豊かな国であり、国内の森林は国土面積の 67%となっている。人工林については、全森林面積中 41%を占め、蓄積では全森林蓄積の 57%と天然林(天然生林を含む)を上回る。しかしながら、豊富な蓄積量にもかかわらず、平成 14 年度の木材自給率は 19.6%であった。世界の森林は、過度の利用によって減少・劣化している一方、日本の森林は資源として十分に利用されないことにより、適切な整備が進まず、世界とは逆の形で劣化する恐れがある。

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させていくためには、適切な森林整備が欠かせない。特に、日本における人工林においては、その多くがまだ育成途上にあることから、樹木の生長に応じて密度の調整を行う間伐を実施することが必要である。間伐は、良質な木材を育てると同時に、林内に適度な光を入れ、下草の発生を促すことにより、表土の流出を防止するなど健全で活力のある森林を作り出す上で欠かせない作業である。しかしながら、間伐は採算が合わない等の理由で十分に行われていない。このため、平成 12 年度から民有林において 5 年間で約 150 万 ha の森林を対象に緊急かつ計画的な間伐を進める「緊急間伐 5 ヶ年対策」が実施されており、平成 12 年度、13 年度および 14 年度において、それぞれ年間 30 万 ha の間伐実施面積が確保された。間伐した木材を確実に利用し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくことが、「持続可能な森林管理・経営」を推進する上で重要な課題である。

また、木材工業残廃材(主として製材工業)は、93%が有効利用されているものの、建築解体木材、梱包用材などは木くずとして 550 万t(平成 12 年度)排出され、再生利用率は 37%である。一度利用した木材についても一層の有効利用を進めることが重要である。

木材は、製品製造時の消費エネルギーが小さく、炭素貯蔵やエネルギー消費の節約に資することから、地球温暖化防止が国際的な重要課題となっている中で、環境負荷の小さい素材である木材の有効利用が推奨されるべきである。併せて、森林の保全には、CO₂の吸収、生態系の保全、水資源のかん養、生活環境保全やレクリエーションなどの文化的機能など重要な効果も挙げられる。木製の製品においては、情緒性や木の触感などを通じ環境教育的効果があることは科学的にも確認されている。

しかしながら、製品によっては、接着剤から発生するホルムアルデヒドなどの室内空間への放散による健康面への影響が懸念される製品もある。

そこで、これらの環境負荷を考慮して、本商品類型では、再・未利用木材の利用促進を図りつつ、有害物質の含有、放散、製品の製造工程や廃棄、リサイクル段階などライフサイクル全体を通して環境に配慮した木製品を採り上げた。

2.適用範囲

分類 A. 屋外用品

- a. 土木建築用品：小丸太、集成材、合板など
- b. エクステリア

分類 B. 屋内用品（床材、壁材などの内装材、ふすま枠、ドア、柱、梁、土台などの構造用材など）

分類 C. 生活・文化用品（玩具、楽器、スポーツ用具など）

分類 D. 梱包用材（品質保持上必要なもの。海産物（たらこ・いくらなど）の運搬用木箱、缶詰・ワインなどの梱包用木箱など）

分類 E. 木炭（竹炭も含む）

分類 F. 活性炭（調湿材、水質浄化材などを含む）

分類 G. その他業務用品（油処理用吸着おがくず、簡易トイレ用おがくず、木質ペレットなど）

分類 H. 土壌改良資材（地力増進法第 11 条に基づき、政令で定める種類のものとする。本商品類型の対象としては、パーク堆肥および木炭）

（注 1）エコマーク商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2」、No.123「再生材料を使用した建築用製品」、No.112「文具製品 Version1」、No.128「日用品 Version1」、No.130「家具 Version1」、「土木製品 Version1」など、機能としての商品類型が設定されているものについては、該当商品類型で扱うこととし、本商品類型では対象としない。

（注 2）木質パレットは、No.121「リターナブル容器・包装資材」にて対象となる。

3.用語の定義

再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
* 間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
* 廃木材	使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
* 建設発生木材	建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
* 低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、未口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、群状択伐および帯状択伐によって産出された丸太から得られる小径材
天然林	厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林で

	も、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。
天然生林	天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。
人工林	苗木の植栽か播種などにより人為的に造成された森林。
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
木質部	木の実質(植物繊維も含む)。
接着剤	ボード製造において素板を製造するに必要不可欠な接着機能を果たすために添加するもの。また、オーバーレイを施すにあたって、合成樹脂系シートなどを素板と接着させるため添加するものも含む。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。硬化剤、ワックス、ホルムアルデヒドキャッチャー剤など。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。サーマルリサイクルなどは含まない。
使い捨て商品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しでの使用を目的としない商品
処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 木質部の原料は、再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が 100% であること。なお、低位利用木材のうち小径材において、用語の定義に示す a あるいは b に該当する場合は、**別表 1** に示す森林認証に関する要求事項を満たしていること。

なお、No111.「木材などを使用したボード Version2」で認定されたボードを原料として使用することも認める。

【証明方法】

申込者は製品に使用している再生材料の種類と配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。なお、原料事業者が多数の場合は、原料事業者一覧表および原料取引量上位 10 社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。小径材を原料とし、用語の定義に記載の a または b に該当する場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

* 森林の種類(天然生林、人工林など)、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。

* どのような状況(病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど)で産出

された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。
また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。
* 竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。
No.111「木材などを使用したボード」の認定商品を使用した製品にあっては、当該製品の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(2) 原料の間伐材は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。

【証明方法】
林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認した材料が、申込者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。
① CoC(Chain of Custody) 認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
② 事業者認定(関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等)を受けていることの証明書
③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範
なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、もしくは原料事業者は、②にあっては関係団体の定める管理規範を、③にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをウェブサイトなどにより公表しなければならない。
* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

(3) 金具・金属などの異なる材質の材料が付加された製品にあっては、それらが製品全体の30%未満(重量割合)であること。

(注) 重量割合とは、気乾状態^{*1} または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量^{*2} に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

^{*1}: 通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

^{*2}: 24 時間ごとの質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

^{*1} については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している

場合は適用できることとする。

【証明方法】

申込者は、製品総重量および金具・金属などの付加された部分が製品に占める割合(重量割合)を明記し、それらが30%未満である証明をすること。

(例: 金具の重量/製品全体{金具+木質材料(木質部+接着剤+添加剤)}の重量<30%)

- (4) 建設発生木材のうち、建築解体木材(建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料)を原料として使用する製品にあつては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日、環境省令第29号)別表第五に挙げられた六価クロムおよびヒ素の含有量基準を満たすこと。

【証明方法】

建築解体木材を分別していること、あるいは建築解体木材の使用のないことの証明書(作業マニュアル、工程フローなど)を提出すること。また、建築解体木材を使用の場合は、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

- (5) D. 梱包用材(ただし、食品用の梱包材に限る)、E. 木炭、F. 活性炭、G. その他業務用品(燃焼して使用するものなど)および H. 土壤改良資材にあつては、原料に建築解体木材の使用のないこと。ただし F. 活性炭のうち、焼却炉吹込用活性炭は本項目を除外する。

【証明方法】

建築解体木材を分別していること、あるいは建築解体木材の使用のないことの証明書(作業マニュアル、工程フローなど)を提出すること。

- (6) 接着剤、添加剤を使用した製品および化粧加工を施した製品にあつては、それらの処方構成成分および重量割合を報告すること。ハロゲン系元素で構成されている樹脂および有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

処方構成成分および重量割合を付属証明書に記入すること。また、該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。

- (7) 製品は、木材保存剤(木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤)を処方構成成分として使用していないこと。ただし、A. 屋外用品および B. 屋内用品(内装材)のうち別表2に定める製品は、木材保存剤の使用を認める。使用する木材保存剤は、(公社)日本木材保存協会の認定を受けていること。

【証明方法】

該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。木材保存剤を使用している場合は、使用理由、(公社)日本木材保存協会にて認定を受けていることおよび解説 D-8(5)に示す使用禁止物質が処方されていないことの証明書を提出すること。

- (8) B.屋内用品(内装材)、C.生活・文化用品であって接着剤、塗料を使用した製品にあつては、製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」に従って測定した定量下限値以下とする。

【証明方法】

当該製品または、使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料のそれぞれについて JIS A 1901 に定める試験結果を提出すること。

ただし、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない材料・製品にあつては、試験を免除とする。

- (9) 製品に塗料を使用する場合は、エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1」 「4-1.環境に関する共通認定基準」第(4)項の化学物質のうち重金属および重金属化合物の基準(別表3 4-1.(9))に適合していること。

【証明方法】

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1」の認定基準への適合証明方法にしたがうこと。ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、基準への適合の証明に替えることができる。

- (10) B.屋内用品(内装材)および C.生活・文化用品であって接着剤、塗料を使用した製品にあつては、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料がそれぞれ JIS 規格、JAS 規格による F☆☆☆☆等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下の a あるいは b の数値基準を満たしていること。

a. JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であること。

b. JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下であること。

ただし、以下の通り、c および d も認めることとする。

c. 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材など、JAS 規格に定められる製品・材料にあつては、該当する個別の JAS 規格に定められたガラスデシケータ法あるいはアクリルデシケータ法により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であることを数値基準として用いてもよい。

d. 接着剤および塗料で JIS 規格あるいは JAS 規格に定められる材料にあつては、該当する個別の規格に定められるガラスデシケータ法による測定結果を所定の計算式により換算したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下であることを数値基準として

用いてもよい。

【証明方法】

JIS A 1460 あるいは JIS A 1901、または個別の JIS あるいは JAS に定める方法による測定結果が基準値を満たすことを示す試験結果を提出すること。JIS 規格または JAS 規格により F☆☆☆☆等級の表示が認められた材料および製品にあっては、当該等級であることを証明する書類あるいはその写し、また国土交通大臣により規制対象外の認定を受けた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。また、JAS 規格により非ホルムアルデヒド系接着剤使用の表示を認められた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。

(11) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(12) 製品の製造にあたって、省エネルギー化の努力をしていること。

【証明方法】

製品の製造時のエネルギー使用(CO₂排出)量を提出すること(kJ/m³、kW/m³、kJ/t、kW/t、kJ/製品、kW/製品または kg-C/m³)。ここでは、製造時とは原材料を製品生産工場に受け入れた時点からとし、生産工程の概略を示すこと。

(13)商品の使用、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、備えておくこと。なお、マニュアルには、以下の内容についての記載があること。

①認定基準 4-1.(1)～(10)に関する情報。(詳細については問い合わせも可であることを明記する。)

②使用に関する製品情報

③解体・廃棄・リサイクルに関する製品情報

【証明方法】

マニュアルを作成し提出すること(原稿でも可)。

(14)製品の包装は、省資源化、リサイクル容易性を配慮していること。容器・包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

【証明方法】

製品出荷時の梱包形態(梱包状態、梱包材など)、ならびに容器・包装への該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。

(15)廃棄物を増加させることになる製品(いわゆる使い捨て商品)でないこと。

【証明方法】

使い捨て商品でないことの説明を付属証明書に記入すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(1)品質については、JIS、JAS またはこれに準ずる品質基準のある製品にあっては、該当規格に適合していること。

それ以外の製品にあっては、JIS などに測定方法が定められている項目について、類似する JIS などの基準に適合していること。

土壌改良資材にあっては、地力増進法第 11 条に基づき表示を行うこと。また、バーク堆肥については別表 4 についても適合すること。

(2)木炭および成形炭は、発熱量 6800kcal/kg 程度、灰分 4%以下、揮発分 25%以下、固定炭素 71%以上であること。ただし、木炭のうち調湿用木炭、水処理用木炭、脱臭・消臭用木炭、鮮度保持用木炭および飼料用木炭は、発熱量を適用せず、別表 5 に適合すること。

(3)活性炭は、用途毎に定められている規格などがある場合は、その規格などに従うこと。水道用の粉末活性炭については、JWWA K 113「水道用粉末活性炭」に適合していること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

JIS などに定める試験結果などを提出すること。土壌改良資材にあっては、土壌改良資材品質表示基準に定める表示を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1)商品区分は、用途およびブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2)梱包用材として認定を受け、エコマークを当該商品一個ずつに表示する場合には、「間伐材（または廃木材や小径材）を使用した梱包用材としてエコマークの認定を受けています」などを必ず併記し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。
- (3)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/115.html> ✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2004年 7月 1日	制定(Version2.0)
2006年10月19日	改定(6.(3)下段表示の取扱い修正 Version2.1)
2007年 4月13日	改定 (4-2(1)バーク堆肥の品質に関する基準追加 Version2.2)
2007年10月 5日	有効期限延長
2008年 8月21日	改定(4-1.(10)、5.(9) Version2.3)
2011年 3月 1日	改定(マーク表示について Version2.4)

2012年 6月15日	改定(5.(4)(5)削除 Version2.5)
2014年 4月 1日	有効期限延長
2018年 3月 1日	改定(4-1.(2)追加 Version2.6)
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定(5.(3)マーク表示)
2022年12月15日	改定(4-1.(14) Version2.7)
2024年 3月15日	有効期限延長
2030年 6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 用語の定義に規定する森林認証について

認証の基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。 ・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。 ・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

別表2 防蟻剤、防腐剤および防虫剤の使用に関する表

<p>イ. 土台(木口、ほぞおよびほぞ穴を含む。)</p> <p>ロ. 外壁部の柱・間柱(木口およびほぞを含む。)、筋かい(筋かいの代わりに合板などを使用する場合は、これを含む。)および下地板(胴縁を含む。)。ただし、柱にあっては、室内の見えがかり部分を除く。</p>
--

別表3 4-1.(9)に規定する化学物質リスト

物質名	基準値
カドミウム 水銀 六価クロム	合計 0.1%以下
鉛 0.06%以下	
ヒ素	処方構成成分として添加のないこと。
アンチモン	処方構成成分として添加のないこと。
トリブチルスズ	処方構成成分として添加のないこと。
トリフェニルスズ	処方構成成分として添加のないこと。

別表4 4-2.(1)に規定するバーク堆肥の品質に関する表

物質名	基準値
有機物の含有率(現物)	70%以上
炭素窒素比[C/N比]	35以下
陽イオン交換容量[CEC](乾物)	70meq/100g以上
pH	5.5~7.5
水分	55~65%
幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない
窒素全量[N](現物)	0.5%以上
りん酸全量[P ₂ O ₅](現物)	0.2%以上
加里全量[K ₂ O](現物)	0.1%以上

別表5 4-2.(2)に規定する木炭の品質に関する表

調湿用木炭	400℃以上で炭化したもの
水処理用木炭	—
脱臭・消臭用木炭	精煉度8度以上であること (600℃以上で炭化した木炭であり、水分は15%以下であること)
鮮度保持用木炭	植物(菌茸類を含む)の鮮度保持用木炭は、精煉度2度以下であること。それ以外の鮮度保持用木炭は、精煉度8度以下であること。(800℃以上で炭化した木炭であり、水分は10%以下であること)
飼料用木炭	—